令和元年度　第２回　桜井市地域公共交通活性化再生協議会　次第

日時：令和元年６月２７日（木）　１４時から
場所：桜井市役所　西分庁舎　災害対策本部室

１．　開　会

２．　挨　拶　　会長　笹谷　清治

３．　議　事

１．桜井市公共交通運行実施計画の一部改定について
・資料１　　桜井市公共交通運行実施計画の一部改定について
・資料２　　桜井市デマンドタクシーの路線の変遷

２．生活交通確保維持計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）について
・資料３　　生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

３．市公共交通再編について
・資料４　　吉隠地区へのデマンドタクシー導入について
・資料５　　吉隠地区からの要望書について

４．消費税率引き上げに伴うコミュニティバス運賃の改定について
・資料６　　消費税率引き上げに伴う乗合バス運賃の改定について

資料１

桜井市公共交通運行実施計画の一部改定について

【旧】（一部抜粋）

５．指標設定

（１）指標設定

コミュニティバス		
	１便(※1)あたりの利用者数（人/便）	
	目標値	H25 年度実績値
初瀬・朝倉台線	4.4	3.6(※3)
循環路線（※２）	4.0	
多武峯線	7.3	7.2
デマンド型乗合タクシー		
上之郷地域	4.4	5.3
高家地区	1.8	

※１　「便」は、往復路線の場合は片道１運行、循環路線の場合は１周運行を指す

※２　市北西部への延伸ルートも循環路線に含む

※３　コミュニティバス朝倉台線と初瀬線を平均した数値

（２）設定根拠

④上之郷デマンド型乗合タクシー

上之郷デマンド型乗合タクシーは平成２２年４月に運行を開始し、当初に上之郷の全住民に対して乗車証を発行している。平成２３年１０月、平成２８年４月に住民の要望を受けて運行便数を増加した。指標としては、利用者数の最も多かった平成２３年度の週当たりの利用者を、現在の運行形態の週当たりの便数で除して算出した数値である4.4人/便を使用する。

【新】（一部抜粋）

５．指標設定

（１）指標設定

コミュニティバス		
	１便（※1）あたりの利用者数（人/便）	
	目標値	H25 年度実績値
初瀬・朝倉台線	4.4	3.6（※３）
循環路線（※２）	4.0	
多武峯線	7.3	7.2
デマンド型乗合タクシー		
上之郷地域	2.7	5.3
高家地区	1.8	

※１　「便」は、往復路線の場合は片道１運行、循環路線の場合は１周運行を指す

※２　市北西部への延伸ルートも循環路線に含む

※３　コミュニティバス朝倉台線と初瀬線を平均した数値

（２）設定根拠

④上之郷デマンド型乗合タクシー

上之郷デマンド型乗合タクシーは平成２２年４月に運行を開始し、当初に上之郷の全住民に対して乗車証を発行している。平成２３年１０月、平成２８年４月、平成３０年８月に住民の要望を受けて運行便数を増加した。指標としては、利用者数の最も多かった平成２３年度の週当たりの利用者を、現在の運行形態の週当たりの便数で除して算出した数値である２．７人/便を使用する。

【変更理由】

当初の指標を設定した平成２６年度、上之郷デマンドタクシーは週に１０便（月曜５便、木曜３便、金曜２便）の運行であった。平成３０年５月に、当時の運行便数である週に１３便（月曜５便、水曜３便、木曜３便、金曜２便）の運行にあわせて、目標値を改めた。その後、平成３０年８月に上之郷診療所の廃止に伴い便数を週に２１便（月曜５便、火曜４便、水曜～土曜各３便）に大幅に増加させたので、運行形態に即した目標値に改めるため、利用者数の最も多かった平成２３年度の週当たりの利用者（５．７人/便×週１０便＝週当たり５７人）を、現在の運行形態の週当たりの便数で除し（５７人÷週２１便＝約２．７人/便）目標値を算出した。

資料２

桜井市デマンドタクシーの路線の変遷

	上之郷デマンドタクシー			高家方面デマンドタクシー		
	利用範囲	運行曜日・回数	停車地	利用範囲	運行曜日・回数	停車地
H22	上之郷地域在住者	月曜・木曜　各5回	済生会中和病院、桜井駅、 長谷寺駅（降車のみ）			
H23	↓	※10月から 月曜5回 木曜3回 金曜2回	↓			
H24	↓	↓	↓			
H25	↓	↓	↓			
H26	上之郷＋初瀬川上337番地内	↓	↓			
H27	上之郷＋初瀬川上715番地以北	↓	↓	※6月から 高家地域在住者	火曜・金曜　各2回	済生会中和病院、桜井駅
H28	↓	月曜5回 水曜3回 木曜3回 金曜2回	済生会中和病院、桜井駅、 とれとれ・オークワ前、長谷寺駅	↓	↓	↓
H29	↓	↓	市役所追加（6月）	↓	火曜・金曜　各3回	済生会中和病院、桜井駅 ヤマトー桜井南店（4月）
H30	↓	月曜5回 火曜4回 水曜3回 木曜3回 金曜3回 土曜3回	森本整形外科、小阪医院追加 （8月から、火曜のみ）	↓	↓	↓

資料３

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）

（名　　称）桜井市地域公共交通活性化再生協議会
（代表者名）会長　笹谷　清治

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

(1) 目的

第２次桜井市地域公共交通総合連携計画に基づき、公共交通空白地域の解消や買い物・通院、通学などの生活交通の確保を目的とし、桜井市内を運行対象とする「桜井市コミュニティバス」３路線（初瀬・朝倉台線、循環路線、多武峯線）、ならびに桜井東部の上之郷地域（初瀬川上の一部（初瀬 715 番地以北）を含む、以下省略）における「デマンド型乗合タクシー」を運行し、地域住民の利用促進を積極的に図り、運行事業計画の改善をしながら、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。

(2) 必要性

本市の地域公共交通システムを確保するためには、基幹路線である鉄道・路線バスと、地域内路線（フィーダー機能を含む）であるコミュニティバス・デマンド型乗合タクシーなどの運行が必要である。

コミュニティバスは、市内在住の方の生活交通の確保及び通学のための交通手段として運行している。また、桜井市に来訪された方の観光路線としても利用されている。

デマンド型乗合タクシーは、公共交通空白地域である桜井東部の上之郷地域における生活交通の確保のために、鉄道駅や総合病院のある桜井市中心市街地を結び、高齢者等の通院などの手段として利用されている。

２．地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

（１）事業の目標

コミュニティバス等は下記の通り目標を設定して運行する。

① 初瀬・朝倉台線　　4.4 人/便
② 循環路線　　4.0 人/便
③ 多武峯線　　7.3 人/便
④ デマンドタクシー　　2.7 人/便

（２）事業の効果

コミュニティバス、デマンド型乗合タクシーの運行を維持確保することにより、沿線地域の交通弱者（高齢者等）の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域住民の利用について継続的に検証し、地域のニーズ等を加味しながら、運行事業計画の見直しについて協議会で検討協議を重ねることで、地域に合った交通システムが構築される。

３．地域公共交通確保維持事業に係る目標を達成するために行う事業及びその実施主体

２．に掲げた目標を達成するためには地域住民の利用を促進する取り組みが必要不可欠であり、そのためにコミュニティバスの概要や路線図、時刻表を網羅したパンフレットの全戸配布やデマン

ドタクシー利用案内の対象地域での全戸配布を実施する。また、コミュニティバス等の沿線にある公共施設や買い物施設等でもパンフレットの配布や利用啓発を実施する。

さらに、公共交通をこれからも維持・存続していくために、積極的に公共交通機関を利用する趣旨の啓発活動に積極的に取り組む。

これらは、運行主体である桜井市が実施主体となり、各交通事業者や関係機関の協力を得て実施する。

4．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表１のとおり

5．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

桜井市から運行事業者に対して、運賃収入及び国庫補助金額を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

申請番号１～７：奈良交通株式会社

申請番号　８　：日の丸交通株式会社

7．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

該当なし

8．地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組を行う場合にあって、当該取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

該当なし

9．別表１及び別表３の補助事業の基準ニに基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要

該当なし

10．別表１及び別表３の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

該当なし

11．地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

表５のとおり

12．車両の取得に係る目的・必要性

バリアフリー対応率、車両サービス水準の向上、老朽車両の置き換えによる車両故障の軽減等を目的に、計画的な車両更新を進める。

13．車両の取得に係る定量的な目標・効果

（１）車両の取得に係る定量的な目標

老朽車両の置き換えとノンステップバスおよびバリアフリー対応車両導入率の向上

（２）車両の取得に係る定量的な効果

桜井市コミュニティバスの使用車両７両のうち１両が更新される。当該路線のノンステップバス導入率

が約７６．５％（運行回数比）に向上することで、バリアフリー対応が向上する。老朽化に伴う車両故障リスクが軽減される。
14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額
奈良交通株式会社
15. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画
該当なし
16. 協議会の開催状況と主な議論
・平成３１年　１月３０日　地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について 今後の市公共交通再編について ・平成３１年　４月２５日　平成３０年度事業報告について 市公共交通再編について ・令和　元年　６月２７日　地域内フィーダー系統生活交通確保維持計画について 市公共交通再編について
17. 利用者等の意見の反映状況
利用者代表として「桜井市自治連合会長」、「桜井市社会福祉協議会長」、「桜井市老人クラブ連合会長」より各々１名参加していただき、その意見を事業に反映している。
18. 協議会メンバーの構成

関係市区町村	桜井市（会長）
関係都道府県	奈良県県土マネジメント部地域交通課
交通事業者 交通施設管理者等	奈良交通(株)、(社)奈良県バス協会、奈良県交通運輸産業労働組合協議会、 西日本旅客鉄道王寺鉄道部(株)、近畿日本鉄道榛原駅(株) 奈良県タクシー協会(社)、奈良県タクシー協会桜井部会 奈良県中和土木事務所、桜井警察署
地方運輸局	近畿運輸局奈良運輸支局
その他協議会が必要と認める者	桜井市自治連合会、(社)桜井市社会福祉協議会、桜井市老人クラブ連合会

19. 外客来訪促進計画との整合性
該当なし

※５．（表２）及び１４．（表７及び表９）については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。

※５．及び１４．中「費用の総額、負担者及びその負担額」とあるのは、地域内フィーダー系統においては、「費用の負担者」と読み替えるものとする。

※７．については、活性化法法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。

※５．（表２）及び９．（表３）及び１０．（表４）については、要綱第１７条に基づく生活交通確保維持改善計画について、作成を要しない。

※１１．（表５）については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。

※１２．～１５．については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。

※１５．については、車両減価償却費等国庫補助金の場合において、記入を要しない。

※１．～３、７．９．～１０．、１２．～１３．及び１６．～１８．については、再編特例の適用を受ける場合において、記入を要しない。

表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表７及び別表９）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準ニで該当する要件（別表７のみ）
奈良県（桜井市）	奈良交通㈱	(1)　多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	往 8.1km 復 8.1km	366日	3469.5回		路線定期運行	①	桜井駅停留所にて奈良交通㈱が運行する地域間幹線系統である天理桜井線、桜井菟田野線と接続	③
		(2) 初瀬・朝倉台A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2km 復 12.0km	366日	1281.0回		路線定期運行	①		③
		(3) 初瀬・朝倉台B	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	吉隠柳口	往 9.0km 復 8.8km	366日	853.5回		路線定期運行	①		③
		(4) 初瀬・朝倉台C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	366日	366.0回		路線定期運行	①		③
		(5) 初瀬・朝倉台D	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	366日	549.0回		路線定期運行	①		③
		(6)　南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	往 10.6km 復:循環	363日	2178回		路線定期運行	①		③
		(7)　西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2km 復:循環	363日	1806回		路線定期運行	①		③
	日の丸交通㈱	(8) 乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	済生会中和病院		292日	1168回		区域運行	①		③

（注）

1．区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。

2．「系統キロ程」については、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3．「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表９）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。

4．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

5．「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。

6．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表７及び別表９）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準ニで該当する要件（別表７のみ）
奈良県（桜井市）	奈良交通㈱	(1)　多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	往 8.1km 復 8.1km	365日	3468.5回		路線定期運行	①	桜井駅停留所にて奈良交通㈱が運行する地域間幹線系統である天理桜井線、桜井菟田野線と接続	③
		(2) 初瀬・朝倉台A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2km 復 12.0km	365日	1277.5回		路線定期運行	①		③
		(3) 初瀬・朝倉台B	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	吉隠柳口	往 9.0km 復 8.8km	365日	850.0回		路線定期運行	①		③
		(4) 初瀬・朝倉台C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	365日	365.0回		路線定期運行	①		③
		(5) 初瀬・朝倉台D	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	365日	547.5回		路線定期運行	①		③
		(6)　南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	往 10.6km 復:循環	362日	2172回		路線定期運行	①		③
		(7)　西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2km 復:循環	362日	1818回		路線定期運行	①		③
	日の丸交通㈱	(8) 乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	済生会中和病院		294日	1176回		区域運行	①		③

（注）

1．区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。

2．「系統キロ程」については、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3．「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表９）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。

4．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

表１　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	再編特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表７及び別表９）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ロで該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等との接続確保策	基準ニで該当する要件（別表７のみ）
奈良県（桜井市）	奈良交通㈱	(1)　多武峯	桜井駅南口	多武峯	談山神社	往 8.1km 復 8.1km	365日	3465.5回		路線定期運行	①	桜井駅停留所にて奈良交通㈱が運行する地域間幹線系統である天理桜井線、桜井菟田野線と接続	③
		(2) 初瀬・朝倉台A	桜井駅北口	大和朝倉駅	吉隠柳口	往 12.2km 復 12.0km	365日	1277.5回		路線定期運行	①		③
		(3) 初瀬・朝倉台B	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	吉隠柳口	往 9.0km 復 8.8km	365日	845.0回		路線定期運行	①		③
		(4) 初瀬・朝倉台C	桜井駅北口	大和朝倉駅	与喜浦	往 10.0km 復 10.0km	365日	365.0回		路線定期運行	①		③
		(5) 初瀬・朝倉台D	桜井駅北口	とれとれ・オークワ前	与喜浦	往 6.8km 復 6.8km	365日	547.5回		路線定期運行	①		③
		(6)　南循環	桜井駅北口	安倍文殊院	桜井駅北口	往 10.6km 復:循環	362日	2172回		路線定期運行	①		③
		(7)　西北部循環	桜井駅北口	山の辺病院	桜井駅北口	往 16.2km 復:循環	362日	1812回		路線定期運行	①		③
	日の丸交通㈱	(8) 乗合タクシー	上之郷地域	上之郷地域	済生会中和病院		293日	1172回		区域運行	①		③

（注）

1．区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記すこととし、「系統キロ程」について記載を要しない。

2．「系統キロ程」については、小数点第１位（第２位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3．「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表９）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。

4．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。

5．「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。

6．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表５　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	桜井市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	34,249
交通不便地域	

交通不便地域の内訳

人　口	対象地区	根拠法

国庫補助上限額の算定

対　象　人　口	算定式	国庫補助上限額
34,249人	34,249人×120円×0.7＋2,000千円	4,876. 千円

（１）記載要領

１．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の３月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。

２．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

３．「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領（２．（１）⑭）に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

４．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記３．に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

５．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

（２）添付書類

１．人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
（ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可）

表６　車両の取得計画の概要（地域内フィーダー系統）

2年度

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	再編特例措置	購入等の種別
奈良県（桜井市）	奈良交通㈱	1	(1) (2) (3) (4) (5) 多武峰 初瀬・朝倉台	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	59	平成30年10月		一括
		2								
		3								
		4								
		5								

（注）

１．「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成２２年６月４日付け国自技第４９号又は平成２７年７月２日付け国自技第７５号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

２．「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を１人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

３．「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表９）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。

４．「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。

５．「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表６　車両の取得計画の概要（地域内フィーダー系統）

3年度

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	ロ	ハ	乗車定員	購入年月	再編特例措置	購入等の種別
奈良県（桜井市）	奈良交通㈱	1	(1) (2) (3) (4) (5) 多武峰 初瀬・朝倉台	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	59	平成30年10月		一括
		2								
		3								
		4								
		5								

（注）

１．「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成２２年６月４日付け国自技第４９号又は平成２７年７月２日付け国自技第７５号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

２．「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を１人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

３．「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表９）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。

４．「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。

５．「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表６　車両の取得計画の概要（地域内フィーダー系統）

4年度

市区町村	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名（申請番号）	補助対象車両の種別 イ	補助対象車両の種別 ロ	補助対象車両の種別 ハ	乗車定員	購入年月	再編特例措置	購入等の種別
奈良県（桜井市）	奈良交通㈱	1	(1) (2) (3) (4) (5) 多武峰 初瀬・朝倉台	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	59	平成30年10月		一括
		2								
		3								
		4								
		5								

（注）

１．「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様（ノンステップバス認定要領（平成２２年６月４日付け国自技第４９号又は平成２７年７月２日付け国自技第７５号）に基づく認定を受けたもの）又は非標準仕様の別を記載すること。

２．「乗車定員」については、座席数（運転席を含む）に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を１人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする（道路運送車両保安基準第24条、第53条）。

３．「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表９）を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載する。

４．「購入年月」については、初年度については購入予定年月を記載すること。

５．「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

桜井市

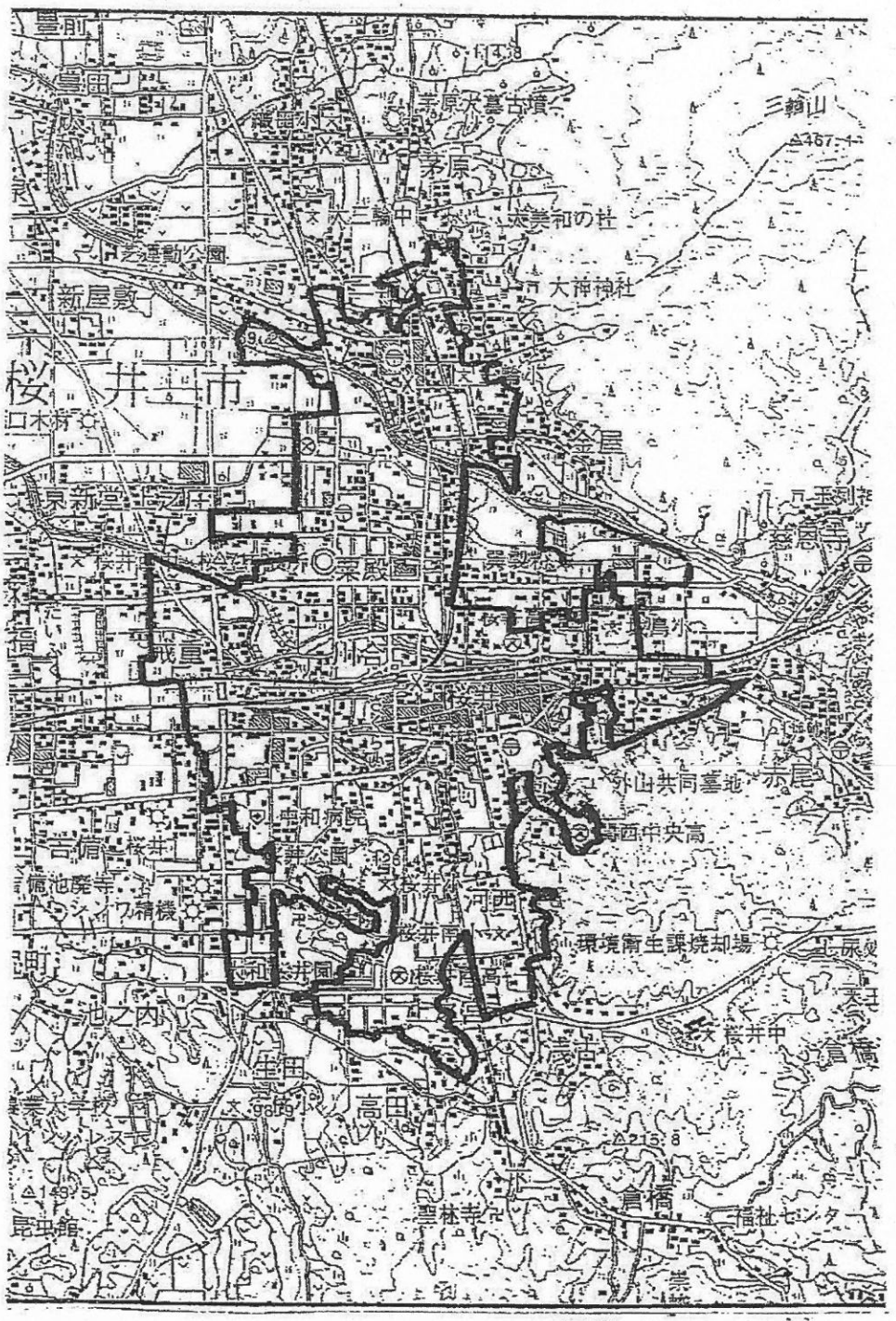

□ 内が人口集中地区

資料４

吉隠地区へのデマンドタクシー導入について

≪桜井市行政経営課≫

１．吉隠地区へのコミュニティバス路線延伸の経緯

箕輪前区長からの申し入れ（平成 26 年の夏から秋頃と思われます）を受け、従来、桜井駅北口から与喜浦までの区間で運行していた初瀬・朝倉台線を、平成 27 年 6 月からは吉隠・吉隠柳口の２箇所に停留所を設置し、併せて路線を延伸しました。

しかしながら、路線延伸以降、吉隠～吉隠柳口間の利用人数は非常に少ない現状にあります。（平成 30 年度の 1 日の平均乗車人数は 1 人前後）

２．近畿運輸局からの提案

持続可能な地域公共交通網を維持するための課題解決に向けて、平成 30 年 7 月 31 日に、桜井市と近畿運輸局との間で、「地域連携サポートプラン」協定を締結しました。

その後、近畿運輸局との合同での実地検証や打合せを重ね、平成 31 年 3 月 26 日に、「地域連携サポートプラン」提案書が交付されました。

《地域連携サポートプランからの抜粋》

「初瀬・朝倉台線については、バス路線を与喜浦止まりとして、利用者数が極めて少ない吉隠地区には、バス路線廃止の代替手段として、デマンドタクシーを導入することも検討に値する。」

３．吉隠地区へのデマンドタクシー導入の提案

現在のコミュニティバスの利用状況や、近畿運輸局からの提案を勘案した結果、吉隠地区につきましては、従来のコミュニティバス路線を廃止し、代替手段としてデマンドタクシーを導入することで、利用者のより一層の利便性の向上が見込めるものと考えています。

デマンドタクシーとは、決められた曜日、時刻に予約があった時に運行し、みなさんで乗りあっていただく、予約型の乗合タクシーです。

デマンドタクシー導入の利点

デマンドタクシーを導入することにより、次に記載するような利便性の向上が見込まれます。

☆乗降場所が自宅前となることから、国道沿いのバス停まで往復する必要がなくなります。

☆従来のバス路線では、済生会中和病院利用の際に南循環線への乗換えが必要でしたが、その手間が解消されます。

吉隠地区における運行日時及び運行ルート（案）

吉隠地区		
	【行き】	【帰り】
月	9:00	14:00　16:00
火	9:00	14:00　16:00
水	9:00	14:00　16:00
木	9:00	14:00　16:00
金	9:00	14:00　16:00
土	9:00	14:00　16:00

吉隠地区		
	【行き】	【帰り】
月～土	利用者宅→長谷寺駅→桜井駅南口→済生会中和病院	済生会中和病院→桜井駅南口→長谷寺駅→利用者宅

※「行き」は、1 人目の利用者宅の出発時刻。「帰り」は、済生会中和病院を出発する時刻。ただし、済生会での予約がない場合は、桜井駅南口の出発時刻。

乗車運賃（案）　※上之郷地区と同様の設定です

- 大人　500 円
- 1 歳以上小学生以下及び身体障害者手帳をお持ちの方　300 円
- 乳児（1 歳未満）　無料

デマンドタクシーのご利用方法　※上之郷地区と同様の設定です

☆ご利用を希望される方は、事前に桜井市役所行政経営課で、利用者登録の手続きをしていただき、行政経営課から発行する「利用登録証」を、デマンドタクシーに乗車する際に提示していただきます。

☆デマンドタクシーをご利用する場合は、タクシー会社への事前の予約が必要になります。行きは、前日の夜 9 時までに、帰りは予約便の出発時刻の 30 分前までに行う必要があります。

☆運賃は、降車の際に現金でお支払いいただきます。

☆乗降場所以外でのご利用はできません。

資料５

桜井市役所 受付 元年6.18 1204

令和元年６月１８日

要　望　書

桜井市長
松　井　　正　剛 様

吉隠区
区長　大　岡　　景　一

吉隠地区のコミュニティバス運行継続について

このことにつきまして、別紙趣意書のとおり、吉隠区民の総意をもって要望いたしますので、ご配慮くださいますようよろしくお願いいたします。

別紙

吉隠地区のコミュニティバス運行継続の要望に係る趣意書

現在、桜井市では、地域公共交通の再編を検討されている中で、コミュニティバス初瀬・朝倉台線の「吉隠柳口・与喜浦間」の運行を廃止する方向であるとお聞きしておりますが、引き続き運行していただきますように要望を致します。

吉隠地区は、中山間地域にあり生活基盤に係る課題を多く抱えながらも、区民挙げて地域づくりを進めております。市では、吉隠地区発展に向けてとりわけ農林業分野などにおいてご支援、ご協力をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

私共は、区民が安心して生活できる、誇りを持てる地域づくりを村づくりの基本とし、区民が協力し合って、防災や獣害対策、美しい棚田をはじめ里山の景観保全、米のブランド化を核とした地域における生活の循環づくり、記紀万葉の歴史を誇りとして郷土愛を醸成する取り組みなどを積極的に進めております。

また、地域内だけではなく、外へ情報発信し、吉隠地区に来ていただくような働きかけをしており、そのためには、コミュニティバスのように利便性の高い公共交通は不可欠であると考えております。

現在、吉隠区民は、高齢者を中心に主な交通手段としてコミュニティバスを利用しています。中には通勤に利用している人もあり、他に高校等へ通学する学生や日常的な交通手段をもたない利用者にとりコミュニティバスは、なくてはならない存在となっております。

また、高齢者による傷ましい交通事故が問題になってきている昨今、吉隠地区でも高齢世帯が増えるに従って公共交通に頼らなければならない人が増加すると見込まれますし、過疎化を防ぐためにも、不特定多数が利用できる本来的な公共交通は、重要な要因になると考えております。

最近では、吉隠の歴史を訪ねて来る方や、棚田の風景を撮影に来られる方などが多くなりました。つい先日も桜井駅からコミュニティバスを利用し、吉隠の歴史や村づくりについて学習に来られた団体もあります。今後は、地域の活性化のためにイベントを企画していることもあり、更にバスを利用してこられる来訪者も増えて来ると予想されます。

吉隠地区は、今後に向けて、コミュニティバスを区民の大切な「足」としての認識を高めて利用促進すると共に、来訪者の受入れ手段としてコミュニティバスの積極的な活用を図っていきたいと考えています。そして、地域公共交通の本旨であります地域の活性化、地域づくりに邁進していきたいと考えていますので、趣旨をご理解いただき本要望にご配慮くださいますようよろしくお願いいたします。

資料６

令和元年６月１８日

桜井市役所　行政経営課　御中

奈良交通株式会社
乗　合　事　業　部

消費税率引上げに伴う乗合バス運賃の改定について

1. 改定の概要

現在、国土交通省より認可頂いている片道普通運賃（対キロ区間制運賃、均一制運賃）に消費税率引上げ分として、200円～5,250円の運賃を10円～100円アップします。なお、通勤・通学・通院等で多回数ご利用頂くお客様の負担を考慮し、通勤・通学定期券の発売額を据え置くと共にCI-CAの割引率を拡大するなどの調整を行い、事業全体の増収率は消費税引上げ率（110/108）の範囲内といたします。

なお、この改定に伴い、当社運賃制度を適用いただいております貴市コミュニティバスにつきましても、当社改定内容に合わせた運賃改定を実施いただきますようお願い申しあげます。

（1）片道普通運賃

区分	現行	計画	アップ額
対キロ区間制	200円～ 5,250円	210円～ 5,350円	10円～ 100円
均一制	210円	220円	10円
初乗運賃	190円	190円	0円

（2）定期券

通勤および通学定期券の発売額を据え置きます。
（基準運賃額が変わっても発売額は変わりません）

（3）普通ＣＩ－ＣＡ

割引率を現行12.3%から14.5%に拡大します。
（1,000円で1,170円分使用可能→30円分加算）

券種	利用額			割引率		
	現行	計画	差	現行	計画	差
1,000円	1,140円	1,170円	30円	12.3%	14.5%	2.2%
2,000円	2,280円	2,340円	60円			
3,000円	3,420円	3,510円	90円			
5,000円	5,700円	5,850円	150円			

（4）ひまわりＣＩ－ＣＡ

割引率を現行 16.7%から 18.0%に拡大します。

（1,000 円で 1,220 円分使用可能→20 円分加算）

券種	利用額			割引率		
	現行	計画	差	現行	計画	差
1,000 円	1,200 円	1,220 円	20 円	16.7%	18.0%	1.3%
2,000 円	2,400 円	2,440 円	40 円			
3,000 円	3,600 円	3,660 円	60 円			

2. 実施予定日

令和元年 10 月 1 日（消費税率引上げ実施日）

3. 主な区間の運賃

区間			区間運賃	
			現行	計画
西北部循環線・南循環線			円 190	円 190
桜井駅北口	～	とれとれ・オークワ前	190	190
桜井駅北口	～	長谷寺参道口	300	310
桜井駅北口	～	吉隠柳口	300	310
桜井駅南口	～	聖林寺	230	240
桜井駅南口	～	倉橋池口・ 高齢者総合福祉センター	280	290
桜井駅南口	～	談山神社	490	500

以　上

【改定案】

10円アップ	現行同額

初瀬・朝倉台線　運賃表

○300円区間も改定

									桜井駅北口
								とれとれ・オークワ前	190
							慈恩寺	190	230
						脇本	190	240	280
					大和朝倉駅	190	190	250	290
				朝倉小学校 黒崎	190	190	190	250	290
			出雲	190	210	210	220	290	310
		初瀬観光センター 長谷寺参道口	190	230	270	270	280	310	310
	与喜浦	190	220	270	310	310	310	310	310
吉隠柳口	190	230	290	310	310	310	310	310	310

多武峯線　運賃表

○奈良交通多武峯線と同額に設定

								桜井駅南口
							神之森町	190
						河西能登町	190	190
					聖林寺	190	190	240
				倉橋・高齢者総合福祉センター 倉橋池口	190	220	230	290
			下居	190	190	250	270	340
		百市上 百市	190	220	260	310	340	390
	多武峯	190	230	270	310	370	390	440
談山神社	190	230	290	340	380	430	450	500

市民乗車証---多武峯線で310円を超える区間を乗車する旅客が市民乗車証を提示した場合、多武峯線の運賃を310円に割り引く（市民乗車証での運賃上限を310円に変更することをご検討ください。）

高齢者総合福祉センター利用者割引---倉橋池口または高齢者総合福祉センターで乗降し、桜井市高齢者総合福祉センターの利用者証を提示した場合、多武峯線の運賃を100円に割り引く

循環線　運賃表

	桜井駅北口
桜井駅北口	190

全系統　均一190円

（西北部循環）---桜井駅北口→桜井市役所→上之庄・イオン桜井店→大泉→山の辺病院→東田→芝打合町→上之庄・イオン桜井店→戒重北口→桜井駅北口

（南循環）---桜井駅北口→粟殿口→生田→安倍文殊院→仁王堂（済生会中和病院）→桜井駅南口→仁王堂（済生会中和病院）→安倍文殊院→生田→戒重北口→桜井駅北口

乗継割引

・桜井駅北口および桜井駅南口でコミュニティバス各路線を相互に乗り継ぐ場合、駅までの運賃を収受し、以降は、大人190円、小児100円を割り引いた額を収受する。

（現金、回数券、CI－CA、全国相互利用対応カードについて適用）

【現行】

初瀬・朝倉台線　運賃表

○上限300円に設定

									桜井駅北口
								とれとれ・オークワ前	190
							慈恩寺	190	220
						脇本	190	230	270
					大和朝倉駅	190	190	240	280
				朝倉小学校 黒崎	190	190	190	240	280
			出雲	190	200	200	210	280	300
		初瀬観光センター 長谷寺参道口	190	220	260	260	270	300	300
	与喜浦	190	210	260	300	300	300	300	300
吉隠柳口	190	220	280	300	300	300	300	300	300

多武峯線　運賃表

○奈良交通多武峯線と同額に設定

								桜井駅南口
							神之森町	190
						河西能登町	190	190
					聖林寺	190	190	230
				倉橋・高齢者総合福祉センター 倉橋池口	190	210	220	280
			下居	190	190	240	260	330
		百市上 百市	190	210	250	300	330	380
	多武峯	190	220	260	300	360	380	430
談山神社	190	220	280	330	370	420	440	490

市民乗車証---多武峯線で300円を超える区間を乗車する旅客が市民乗車証を提示した場合、多武峯線の運賃を300円に割り引く

高齢者総合福祉センター利用者割引---倉橋池口または高齢者総合福祉センターで乗降し、桜井市高齢者総合福祉センターの利用者証を提示した場合、多武峯線の運賃を100円に割り引く

循環線　運賃表

	桜井駅北口
桜井駅北口	190

全系統　均一190円

（西北部循環）---桜井駅北口→桜井市役所→上之庄・イオン桜井店→大泉→山の辺病院→東田→芝打合町→上之庄・イオン桜井店→戒重北口→桜井駅北口

（南循環）---桜井駅北口→粟殿口→生田→安倍文殊院→仁王堂（済生会中和病院）→桜井駅南口→仁王堂（済生会中和病院）→安倍文殊院→生田→戒重北口→桜井駅北口

乗継割引

・桜井駅北口および桜井駅南口でコミュニティバス各路線を相互に乗り継ぐ場合、駅までの運賃を収受し、以降は、大人190円、小児100円を割り引いた額を収受する。

（現金、回数券、CI－CA、全国相互利用対応カードについて適用）